

神林地区の申告相談会を開催します

- ◆会場：神林保健センター 1階
- ◆時間：午前9時～11時30分、午後1時～4時
- ◆集落指定日：下表の日程表を参照してください。都合により指定日に申告できない人は、期間中の都合の良い日においてください。

月 日	午 前	午 後
2月16日(月)	九日市 高御堂	松喜和 瀧 端
2月17日(火)	南田中	
2月18日(水)	新飯田 大塚	小口川
2月19日(木)	牧 目	
2月20日(金)	今宿 岩船駅前	河 内 南大平
2月23日(月)	飯 岡	
2月24日(火)	指 合	
2月25日(水)	殿 岡	小 出
2月26日(木)	有 明	
2月27日(金)	桃 川	

神林支所事前相談会のご案内

2月6日(金)～2月13日(金) (土・日・祝日を除く)、神林保健センター1階で、市・県民税申告と所得税還付申告を受け付けます。時間は、午前9時～11時30分・午後1時～4時です。所得税は還付申告に限りますので、それ以外の人は、2月16日(月)～3月16日(月)までの確定申告期間中においてください。

月 日	午 前	午 後
3月2日(月)	山 田 岩野沢	山 田
3月3日(火)	塩谷(6～8区) 長 松	塩谷(6～8区) 赤 松
3月4日(水)	塩谷 (1～5区)・北新保	
3月5日(木)	福 田	
3月6日(金)	牛 屋	
3月9日(月)	湯ノ沢	葛籠山
3月10日(火)	川 部	小岩内
3月11日(水)	松 沢	
3月12日(木)	宿 田	
3月13日(金)	平 林	
3月16日(月)	上記期間中に申告しなかった人	

神納東地区の申告相談 (里本庄、山屋、上助測、下助測、志田平、七湊)

	事前申告 (市・県民税申告と所得税還付申告)	申告相談 (所得税確定申告)
会場	市役所本庁 4階大会議室	市役所本庁 4階大会議室
期間	2月5日(木)～2月13日(金)(土・日・祝日を除く)	2月16日(金)～3月16日(月)(土・日を除く)
時間	午前9時～11時30分 午後1時～4時	午前9時～11時30分 午後1時～4時

※本庁にて申告相談を受け付けていますが、神林支所で申告相談を希望される人は、支所の受け付け期間中で都合の良い日においてください

●問い合わせ 神林支所地域振興課市民生活室 (税務担当) ☎66-6112

市役所(本庁)と税務署の申告相談

2月16日(月)～3月16日(月) (土・日を除く)

◆市・県民税の申告 市役所本庁 4階大会議室
午前9時～11時30分、午後1時～4時

村上市のホームページからエクセルファイルをダウンロードして市・県民税の申告書を作成できます。作成した申告書は、印刷して郵送または市役所本庁・各支所地域振興課市民生活室税務担当窓口へ提出してください。

◆所得税の確定申告 村上税務署 1階会議室 午前9時～午後4時

※市では、青色申告、分離申告(土地や家屋の譲渡、株式の売買、山林の譲渡)の人、住宅ローン控除(初めて住宅ローン控除を受ける人)の申告は受付しませんので、税務署またはe-Taxで申告してください

※2月5日(木)～2月13日(金)(土・日・祝日を除く)の間、本庁では、4階大会議室で住民税申告書と所得税還付申告書を受け付けています(地区指定はありません)

●問い合わせ 税務課市民税係 ☎53-2111 (内線221、222)

※市役所本庁と村上税務署では左の期間中、随時申告相談受け付けを行っています。神林地区の人の申告相談受け付けも行っていきますので、ご利用ください